

様式第6号（第10条関係）

誓約書

- 1 補助対象者及びその者と生計を一にする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又はこれらに準ずるものの構成員に該当しないこと。
- 2 補助対象設備を相続、贈与等により対価を伴わず取得していないこと。
- 3 過去に本補助制度又は市の他の補助制度において、補助対象設備と同種の補助を受けていないこと。ただし、法定耐用年数を経過している場合を除く。
- 4 補助対象設備の法定耐用年数を経過するまでの間は、市長の承認を受けず処分（譲渡、交換、貸付又は廃棄に供することその他補助金の交付目的に反する行為）をしないこと。
- 5 法定耐用年数を経過していない補助対象設備を、市長の承認なく処分したときは、市から請求のあった日から30日以内に、交付された補助金の全部を返還すること。
- 6 補助対象設備が発電システム又はZEHの場合、補助金が交付された日が属する年度の翌年度の4月から2年の間、発電量及び電力使用量等に関し、スマートハウス等普及促進事業に係る定期報告書を提出すること。
- 7 市が取り組む脱炭素化の推進に係る事項について、協力すること。

（補助対象設備）

<input type="checkbox"/> 発電システム	<input type="checkbox"/> HEMS
<input type="checkbox"/> 蓄電システム	<input type="checkbox"/> ZEH
<input type="checkbox"/> V2Hシステム	

※ 該当する補助対象設備に✓を入れてください。

三豊市スマートハウス等普及促進事業補助金の交付を受けるに当たり、三豊市スマートハウス等普及促進事業補助金交付要綱及び上記の誓約事項に記載された内容を理解し、本誓約書を提出後、一切異議を申し立てないことを誓約します。

年 月 日

（宛先）三豊市長

申請者 住所  
氏名

（署名又は記名押印）